

令和6年度事業計画

1 基本理念

地域共生社会の実現に貢献する

2 基本方針

(1) あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。

- ①相談・支援体制の強化
- ②アウトリーチの徹底
- ③多機関協働の中核として役割発揮

(2) 地域のつながりの再構築

地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO団体、社会福祉法人・福祉施設などの地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれも排除しない地域社会づくりを進めます。

(3) 地域から信頼される組織づくり

市との強固なパートナーシップのもと、職員育成や活動財源の確保に努め、適正な事業運営と説明責任を果たします。

3 本年度の事業推進の考え方

コロナ禍を経て、日常生活に大きな影響が残り、その後の自然災害や物価高騰などから、経済的な困窮や、福祉・生活課題による孤独・孤立の中で苦しんでいる人がいます。

このような状況の中で、支援を必要とする人に適切な支援をつなげるとともに、「支える側」、「支えられる側」という関係を越え、みんなでみんなを支え合う活動が、求められています。

このことを踏まえ、本会では、多様な主体と連携した地域福祉活動の展開や、福祉教育の取り組み、生活困窮者支援に向けた取り組み、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する相談支援、地域づくりに向けた支援を一体的に進め、重層的な支援体制と様々な支援活動のネットワークの構築を目指します。また、事業展開を見据え、次期中期経営計画の策定に向け調査・検討をはじめます。

(1) 主要事業

ア 地域福祉活動の推進・支援

(ア) 「くるめ支え合うプラン」の地域展開

地域に対し「くるめ支え合うプラン」を引き続き周知していくとともに、各校区で作成する「校区福祉活動計画」の策定・見直しを支援します。併せて、次期「くるめ支え合うプラン」の見直しに向けた準備を始めます。

- ・校区福祉活動計画策定見直し支援 15 校区 (R5 年度末 計 22 校区完成予定)

(イ) 見守りや支援の対象者を広げる

見守りや支援の対象者を広げる取り組みとして、高齢者や子ども、障害者などの様々な事例について、行政や相談支援機関、学校、NPO 法人等と情報を共有し、協力して支援するとともに、生活困窮者等への支援に繋がるフードドライブ活動等の支援、普及に努めます。

また、校区社協連合会、校区社協やふれあいの会、支え合い推進会議が行うボランティアスクール等の学習会などを通して、支援を必要とする様々な人や世帯の現状と課題への理解を促します。

さらに、ふれあいの会等による見守りや訪問活動の充実・強化、いきいきサロンの設置を支援します。

- ・ボランティアスクール等の支援 各校区 2 回
- ・延べ訪問回数 246,000 回
- ・いきいきサロンの設置数 305 か所

(ウ) コミュニティ組織との新たなネットワーク化

支え合い推進会議を通して、団体同士の関係を深め、困っている人と支援者との関係づくりを進めます。

また、地域の絆づくり、支え合いの意識の醸成に繋がっている活動や取組みの把握に努め、普及につなげるため、各種媒体を活用した広報周知に取り組みます。

- ・地域の絆づくり、支え合いの意識醸成を促す住民活動の把握・周知、立ち上がり支援 23 か所程度

(エ) 興味や関心事を軸として集う市民グループや経済団体等、多様な主体との連携

地域で活動する、興味や関心事から集う市民グループや経済団体等について情報収集するとともに、積極的に関係を深め、それらのグループが行う、さまざまな活動や企画等に協力します。また、こうしたグループが地域に根差した地縁組織（地域コミュニティ組織等）との共同企画や事業などへ繋がるよう支援します。

また、好事例が生まれた市民グループの活動内容を地縁組織やその他の市民グループへ周知し繋がり循環を広げます。

(オ) 地域福祉を担う人材の育成

社会福祉大会、ボランティアフェスティバル、校区社協交流学習会などを実施し住民参加の地域福祉活動の目的や重要性を訴え、地域福祉への理解を深めます。

また、校区社協等と学校に加え、子どもたちの普段の生活にかかわりの深いPTA等との連携を強化し、協働して行う福祉教育の取り組みを支援し、地域に根づいた福祉教育の充実を図ります。

さらに、企業等に働きかけ、校区コミュニティ組織や当事者団体等の協力を得ながら、学習会、研修会などの社会人の福祉学習の機会づくりにも取り組みます。

イ 相談・支援

(ア) 組織内の情報を支援活動に活かす

生活支援課の生活福祉資金貸付等の各種相談事業を通じて把握される要支援ケースについて、当事者の同意のもと、必要に応じて地域福祉課の生活支援コーディネーターと情報を共有し、連携して支援を行います。

また、昨年の豪雨災害による被災者に対して実施した個別訪問等により発見された生活課題、福祉課題を抱えた人（世帯）に対して寄り添った支援に取り組みます。

(イ) 継続的で柔軟な対応を行っていく

「複合・狭間」の課題の緩和・解消に向け、継続的で柔軟な対応を行うために、関係機関、関係住民、当事者等が課題について協議する場（重層的支援会議）を設けるとともに、関係機関が把握していながらも支援が届いていないケースの情報共有や地域における必要な支援体制の検討（支援会議）を行います。

また、これまで支援につながっていなかった潜在的な課題を持つ人や支援を拒否す

る人に対しアウトリーチを行い、本人や家族との関係づくりから始め、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐなど、本人や家族に寄り添った支援を行います。

様々な地域福祉課題の解決等にあって、ライフレスキュー事業やインフォーマルな地域資源などを活用していきます。

- ・ライフレスキュー久留米連絡会への登録法人 34 法人

(ウ) 地域へのきめ細かな働きかけ

支え合い推進会議や校区社協役員会、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会などの住民同士の話し合いの場や、支援関係機関、自助グループ等が開催する話し合いの場に参加し、情報共有、支え合う関係づくりの促進、課題解決力の向上を図ります。

また、複合的な課題を抱えた人（世帯）に関して、関係機関等と協力して、中心となる支援機関や役割分担を記載した個別支援計画を作成し、関係者（機関）との連携のもと、計画的な支援を行います。

さらに、課題を抱えた当事者が地域に溶け込めるように、自治会やふれあいの会、民生委員・児童委員等に協力を求めながら、住民とともに伴走型の支援を行います。

- ・個別支援計画の作成 20 件程度

(エ) 要支援者の情報を速やかに把握する

これまでの見守り訪問活動により培われてきた「身近な地域で、お互いに気づき合い、見守り合える関係」などの好事例を、地域住民と共有し、取組みを進めます。

また、近隣世帯の小さな変化から課題や困りごとに気づくことができる住民を増やすため、地域住民を対象とした学習会、研修会等を校区社協等とともに実施します。

さらに、担当コーディネーターは、住民同士の話し合いの場に参加し、地域や個別の世帯等の困りごとや課題を把握し、個別支援チームと連携し支援に努めます。

- ・見守り活動の普及（ふれあいの会） 44 校区
- ・学習会の企画支援 各校区 2 回

(オ) 人生あんしん事業

その人らしく人生を終えられるよう、契約に基づき死後事務を行う「人生あんしん事業」を新たに開始します。電話や訪問による定期的な見守りを行うとともに、利用者が

死亡した際には、葬儀・埋葬、家財処分などの手続きを行います。

ウ 権利擁護

(ア) 法人後見事業

安定した事業運営のため、市の成年後見制度利用支援事業の利用等により収入の確保に努めるとともに、持続的に法人後見事業が運営できる仕組みの検討を行います。

また、本人に不利益が生じないよう関係機関と連携を図りながら臨機応変な対応を図ります。

・受任件数 20件

(イ) 市民後見人の育成

市が主催する市民後見人養成講座等を受託し、市民後見人の養成を促進します。

また、本会の法人後見支援員の業務内容をより実践に即した内容に拡大し、将来的に市民後見人として単独受任できるように当該支援員の実務能力の向上に努めます。

さらに、本会が市民後見人を後見監督人として支援できるよう、職務遂行能力の習得に努めるとともに、市民後見人の単独受任を目指し家庭裁判所と連携を図ります。

(ウ) 成年後見センター（中核機関）の受託

市が成年後見制度の利用促進のために設置している中核機関を市と連携を図り運営し、後見人支援等の役割に取り組むとともに、成年後見センターの相談機能の充実と適正かつ効率的な運営に努めます。

・相談件数 525件

(エ) 日常生活自立支援事業

利用契約者数に応じた日常生活自立支援専門員を配置し、適正かつ適切な事業運営に努めます。

また、利用契約者の判断能力の低下及び課題に応じて、適切な事業利用及び支援ができるよう、関係機関との連携強化に努めます。

エ 在宅福祉サービス

(ア) 要介護認定調査業務の整理

要介護認定調査員の資質の向上に努め、要介護認定申請者の心身の状況を的確に把握し、継続して適正な調査を実施するとともに、市と今後の受託期間の目途について協議を行います。

(イ) 介護保険事業廃止後の対応と整理

令和5年度末を持って事業（居宅介護支援・訪問介護・通所介護・障害福祉サービス）を廃止し、利用者については、他事業所への移行調整を行いました。

また、福祉会館「あおぞら」の有効活用の検討を行います。

オ 災害への対応

(ア) 災害ボランティアセンター運営と本会の業務執行体制の確保

いつ、災害が起こっても災害支援が安定的かつ継続的に行えるよう、福岡県社協や近隣社協及びNPO法人、大学や企業、事業所、団体等と人的な支援、資機材の提供や物資等の運搬・配送などについて、平常時から情報共有の場をもち、必要に応じて連携協定を結びます。

また、専門性や高いスキルを有した災害ボランティアを速やかに確保するため、災害支援ネット「ハッシュ#」をはじめとする関係機関と連携し、研修等による災害ボランティア活動経験者のスキルアップに努めます。

なお、市民に対し必要なサービスを届ける業務執行体制を維持するため、事業継続計画（BCP）については、災害対応を想定した、より実効性のあるものに検討・見直しを行います。

(イ) 非常時の支え合い

平時からの見守りや支え合いの促進を目指し、避難行動要支援者名簿を活用した見守り訪問活動を促します。

また、避難行動要支援者への支援体制づくりとして、地域住民や関係機関とともに災害時マイプラン作成の支援に取り組みます。

さらに、避難行動要支援者が所属する団体への防災講座等に参加し、災害時マイプランの作成を通して、非常時の支え合いについての周知、啓発に努めます。

カ 情報の発信・広報

(ア) 計画的、効果的な広報

アンケートや SNS の閲覧回数などを参考にして、住民が求めている情報は何かを把握するとともに、年間計画を作成し、タイムリーに必要な情報を発信します。

また、点訳・音訳による視覚障害者への情報提供に配慮するとともに、SNS 世代ではない年齢層への対応として、担当コーディネーターが地域の会議等に出向いた際に参加者に情報提供し、その情報を地域住民へ伝えていただくように促します。

さらに、情報発信のさらなる充実・強化について検討を進めるとともに、研修等による職員のスキルアップを図ります。

媒体別では、広報紙「くるめ福祉」の内容充実を図るとともに、レイアウト・デザインについて、わかりやすく魅力あるものとなるよう努めます。

校区社協や支え合い推進会議の取組みを広く紹介、周知する「つながるスイッチ！」を作成し、市社協のホームページや Facebook で周知するとともに、紙媒体でも作成し、地域へ積極的な周知を図ります。

ボランティアセンター広報紙「まれっと」の内容充実を図ります。

また、SNS の情報発信回数を増やし、双方向性を活かした情報発信を行うとともに、スマートフォンでも閲覧しやすいホームページの提供を行います。

さらに、テレビ局、ラジオ局、新聞社等多様な媒体に積極的に情報提供を行います。

- ・ Facebook、X (旧 Twitter) 等への各課投稿 前年並み
- ・ ホームページの閲覧者数 (月平均) 3,800 人
- ・ DreamsFM を活用したラジオ放送 毎週水曜日 12 時 30 分からの放送

(イ) 積極的な情報公開

現況報告書、事業計画書、事業報告書などの法人情報について、ホームページ等による円滑な提供に努めます。

また、本計画やくるめ支え合うプラン（地域福祉活動計画）など、本会が策定した計画を始め、久留米市社協ガイド、災害ボランティアセンター設置運営マニュアル等などの様々な情報について、ホームページなどで公開を進めます。

(2) 事務局体制に関する取組

ア 組織

(ア) 企画・調整機能の強化

各課業務を横断する調整、事業の進捗管理など、全体調整や本会運営について中長期的なスパンで企画・調整する総務課の機能の強化を図ります。

(イ) 新たなニーズに対応した組織の見直し

「断らない相談・支援」や「伴走支援」などの求めに対応するために、住民の相談しやすさを最優先に限られた人材を最大限に活かすという観点から組織の在り方を検討します。

イ 職員

(ア) 人材の育成

「人材育成基本方針」に沿った階層別研修、専門研修等を行い職員の能力向上を図ります。

また、実践的に行われるOJTが人材育成の基本であることから、OJTマニュアルを作成するとともに、効果的なOJTの実施を進めるために、各職場にて業務マニュアルやトレーニングツールの整備を行います。

ウ 事務事業

(ア) 事務事業の見直し

既存の事務事業について、統廃合や実施方法の見直し、必要性の精査を行います。

また、会計処理及び税務処理に関する制度変更について、効率的に運用できるように対応していきます。

さらなるICT化による事務効率化及び電気料金、保守管理をはじめとした各種契約内容の検証・見直しを継続し、より一層のコスト削減を進めていきます。

(3) 財源に関する取組

ア 財源の確保・活用

(ア) 公募事業への参画

指定管理施設（総合福祉会館、田主丸老人福祉センター、三瀨総合福祉センター）は、令和6年度で現行の指定管理受託期間が満了します。財源確保及び地域福祉推進の重要拠点化をめざし、次期指定管理者応募に向けて準備を進めます。

(イ) 自主財源の確保

地域住民に対し、本会の活動に対する理解促進を図りながら、より一層の支援を呼びかけます。

また、住民のニーズに対応しつつ、自主財源につながる事業の創出や、地域福祉活動を推進させる新たな自主財源の確保に向けて調査・検討を行います。